

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国科技型中小企業の認定及び優遇について

中国政府は中小企業の研究開発活動を推進し、競争力を強化するために、科技型中小企業の認定制度を設けて、税制上の優遇政策を付与しています。今回は、科技型中小企業の優遇政策の概要と認定を受けるための要件について解説します。

科技型中小企業が享受できる優遇政策

科技型中小企業とは、一定の研究人員を通じて研究開発活動を行って独自の知的財産を取得し、その知的財産をハイテク製品又はサービスに転換できる中小企業を指します。

科技型中小企業の優遇政策の一つに、繰越欠損金利用可能年数を「企業所得税法」が規定する5年から10年に延長できる制度があります¹。例えば、2013年度に大きな欠損金が発生した場合、一般企業であれば、2019年に2013年度の繰越欠損金が消滅しますが、2019年以前に科技型中小企業の認定を受ければ、2013年度の繰越欠損金を2023年まで引き続き利用することができます。

科技型中小企業の認定条件及び認定手続

科技型中小企業の認定を受けるための条件と、その認定手続は以下のとおりです。

1) 科技型中小企業の認定条件（以下の(1)から(5)のすべての条件を同時に満たす必要がある）：

- (1) 中国大陸で登記した居住者企業であること。
- (2) 職員総数が500人以下、年売上は2億元以下、資産総額は2億元以下であること。
- (3) 企業が提供する商品又はサービスが国家の禁止、限定等でないこと。
- (4) 前年度及び当年度に重大な安全、品質事故等が発生していないこと。
- (5) 科技型中小企業指標評価²が60点以上であり、かつ研究開発人員指標がゼロ点ではないこと。

※ (5)の条件を満たさない場合でも、以下のいずれかの条件を満たせば、科技型中小企業として認定されます。①ハイテクの認定資格証を有する場合、②企業が5年以内に国家科技表彰を受け、かつ表彰順位が3位以内の場合、③企業が省級以上の開発機構を持つ場合、④企業が5年以内に国際標準、国家標準、業界標準を主導し策定した場合。

2) 科技型中小企業の認定手続：

- (1) 企業が自主査定し、専用ホームページに「科技型中小企業情報リスト」を記入し申告します。
- (2) 各省以上の科技管理部門による「科技型中小企業情報リスト」の審査が行われます。
- (3) 「科技型中小企業情報リスト」が認定条件を満たす場合には、科技管理部門により10営業日の公示が行われ、異議の申立てを受けた場合には再度確認処理が行われます。
- (4) 科技管理部門は、認定を受けた企業に科技型中小企業識別番号を付与し、管理システムに登録を行います。

お見逃しなく！

科技型中小企業の認定は前事業年度実績により行われ、各年度の3月までに更新が必要です。更新された番号を付して5月31日までに法人確定申告を行います。ただし、外資系企業のうち「外商投資産業指導目録」の規定が禁じる産業及び限定産業を除きます。

¹ 「ハイテク企業及び科技型中小企業の繰越欠損年度の延長について」（財税「2018」76号）

² 科技型中小企業指標：①研究開発投入指標（研究開発費用が売上高/原価費用に占める割合：50点満点）、②研究開発成果指標（所有する知的財産と数量と品質の指標：30点満点）③研究開発人員指標（研究開発人員が全体の従業員に占める割合：20点満点）の三つの指標を含み、合計満点点数は100点です。